

介護予防教室を開催しています

町では、65歳以上の皆さんが、自分らしく元気に、生き生きとした生活ができるよう、介護予防・日常生活支援サービス事業として、運動機能や栄養状況、口腔機能の維持・回復に向けた介護予防教室を開催しています。

対象となる人

町内に住む65歳以上で、次の①か②に該当する人。

- ①介護保険の要支援1または要支援2と認定された人
- ②生活機能の低下がみられる人(事業対象者)

教室の利用について

お住まいの校区の地域包括支援センターにご相談ください。

木山・福田・津森校区

東部圏域地域包括支援センター

☎ 289 - 0099

飯野・広安・広安西

西部圏域地域包括支援センター

☎ 285 - 4822

☎ 健康保険課 保健事業係

☎ 286 - 3113

教室の種類

通所型サービスA はつらつ教室【中長期維持向上訓練型】

身体能力の低下が比較的軽度の人を対象に、心身機能の維持・向上を図るための教室です。 ※保健福祉センターで開催

通所型サービスC はつらつ教室【短期集中訓練型】

生活機能の向上が見込め、できることを増やしたいという意欲がある人に対し、短期間で集中した訓練を行い、機能改善と社会参加を目指すための教室です。 ※介護事業所などで開催

通所型サービスC 笑食笑食教室【栄養改善型】

低栄養状態を改善するために、栄養士から効果的な栄養の取り方などを聞くことができます。

※通所型サービスC はつらつ教室と併せて実施

通所型サービスC 笑食笑食教室【口腔機能改善型】

お口の機能が落ちてきた人を対象に、食べる楽しみを維持し、機能の低下を予防するための教室です。

訪問型サービスC おうちで体力あっぷ教室【短期集中訓練型】

運動機能の低下により生活動作が困難で、通所型サービスの利用ができない人を対象に、自宅において短期間で集中した訓練を行い、機能の向上と日常生活の自立、さらに社会参加を目指すための教室です。 ※介護事業所などが訪問し実施



傷病手当金の支給対象期間延長

新型コロナウイルス感染症に感染した(疑い含む)被保険者等を対象とした傷病手当金の支給対象期間を延長しました。

対象期間と対象者

対象期間 9月30日まで

対象者

- ・国民健康保険/後期高齢者医療制度の加入者
- ・新型コロナウイルスに感染(感染疑い含む)したため、勤務できず、給与の一部または全部をもらえない人

要件(全て満たす人)

- ・新型コロナウイルスに感染したか、その疑いのため、療養し仕事ができない
- ・4日以上休んでいる
- ・休んだ期間の給与などがもらえない

☎ 健康保険課 保険年金係

☎ 286 - 3113